

令和5年3月

お客さま 各位

「家族信託」の取扱店舗追加(釧路支店)について

平素は弊金庫をお引き立て頂きまして誠にありがとうございます。

弊金庫では、人生100年時代と言われる中で、お客さまお一人おひとりの多様な人生に寄添うことができるよう、遺言信託、事業承継など深い相談にお応えするための相談態勢の整備を進めています。

令和3年11月より本店・札幌支店、令和4年11月より山の手支店にて「家族信託」の取扱を開始しております。このたび釧路地区での相談態勢の更なる充実を図るため、**釧路支店での取扱**を追加しましたのでお知らせします。引き続き、お客さまお一人おひとりに寄り添った、質の高い相談サービスの提供・実現に努めてまいります。

記

1. 家族信託取扱店舗

(現行)

本店・札幌支店・山の手支店

(変更後)

本店・札幌支店・山の手支店・[釧路支店](#)

◎家族信託とは

本人の代わりに信頼する家族に財産の管理や運用を任せ、確実に実行してもらうための家族間の信託契約です。

これにより、認知症等でご本人の判断力が低下した場合でも、ご家族(子等)が継続的に財産管理を行うことが可能となり、預金の引出し等の預金口座の管理の他、自宅、アパート等の不動産の管理・修繕・売却が行えるようになります。

◎弊金庫では、認知症対策を主目的とした家族信託の「信託口座」開設のご相談を承ります。

2. 取扱店舗追加日

令和5年4月1日

【問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせは、家族信託取扱店舗またはお近くの本支店までお願い申し上げます。

以上

